

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

株主総会等の決議の取消しが争点となった事例



小菅 貴子〔本郷〕

はじめに

会社法は、831条1項1号で、株主等は、株主総会等の招集の手続又は決議の方法が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不公正なときは、訴えをもって決議の取消しを請求することができる旨を規定し、同条2項で、株主総会等の招集の手続又は決議の方法が法令又は定款に違反するときであっても、裁判所は、その違反する事実が重大でなく、かつ、決議に影響を及ぼさないものであると認めるときは、1項の規定による請求を棄却することができますと規定しています。今回は、株主総会等の決議の取消しが争点となった事例をご紹介します。

1. 準共有株式に係る議決権行使

平24. 6. 22〇〇地裁(TAINS未収録)(棄却)
平24. 11. 28東京高裁(Z999 - 5390)(原判決取消し・控訴人の請求認容)
平27. 2. 19最高裁(Z999 - 5316)(棄却)(確定)

1. 事案の概要

本件は、原告(被控訴人で特例有限会社)の株式を相続により取得した被告(控訴人。本件相続に係る遺産の分割は未了であり、本件株式は、被告とBが法定相続分である各2分の1の割合で共同相続した。)が、原告の平成22年11月11日に開催された臨時株主総会の決議(本件各決議)は、会社法106条《共有者による権利の行使》の規定に基づく、権利を行使する者の指定及び通知を欠いたままBにより準共有株式の全部についての議決権の行使がされたものであり、決議の方法等につき法令違反があると主張して本件各決議の取消しを請求する訴えです。

被告の上記請求は、地裁では棄却されましたが、高裁で認容された為、原告が上告しました。

2. 最高裁判所の判断

会社法106条本文の規定に基づく権利を行使する者の指定及び通知を欠いたまま当該株式についての権利が行使された場合において、当該権利の行使

が民法の共有に関する規定に従ったものでないときは、株式会社が同条ただし書の同意をしても、当該権利の行使は、適法となるものではないと解するのが相当である。そして、共有に属する株式についての議決権の行使は、特段の事情のない限り、株式の管理に関する行為として、民法252条《共有物の管理》本文により、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決せられるものと解するのが相当である。

本件議決権行使は会社法106条本文の規定に基づく指定及び通知を欠いたままされたものであるところ、本件議決権行使の対象となった議案は、取締役の選任等であり、これらが可決されることにより直ちに本件準共有株式が処分され、又はその内容が変更されるなどの特段の事情は認められないから、本件議決権行使は、本件準共有株式の管理に関する行為として、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決せられるものというべきである。

本件議決権行使は、各共有者の持分の価格に従いその過半数で決せられているものとはいえず、民法の共有に関する規定に従ったものではないから、原告がこれに同意しても、適法となるものではない。

II. 深夜の電子メールによる招集手続

平29. 4. 13東京地裁(地裁、高裁ともにZ999 - 6156に収録)(棄却)
平29. 11. 15東京高裁(棄却)(確定)

1. 事案の概要

本件は、L社(被告・被控訴人)の代表取締役の地位にあったX(原告・控訴人)が、平成27年7月28日に開催されたL社の取締役会(本件取締役会)におけるXを代表取締役から解職する旨の決議(本件決議)は、招集通知が、平成27年7月27日午後11時23分にL社の社内において割り当てられている各メールアドレスにあてて電子メールにより送信されたもので、適法な招集通知が行われなかった瑕疵により無効であると主張して、本件決議の無効確認を求める事案です。

2. 裁判所の判断

Xは、自らパソコンを操作すること

がなく、L社において割り当てられていたメールアドレスに電子メールが送信されることがなかった等の事情を総合考慮すると、本件において、本件メールが上記アドレスに係るメールサーバに記録されたことをもって、Xの了知可能な状態に置かれた(支配圏内に置かれた)ということとはできない。したがって、本件取締役会の招集手続には法令違反の瑕疵があるというべきである。

本件取締役会には、Xを除く取締役ら全員が出席しており、その出席した取締役らのうち棄権した者を除く全員の賛成をもって本件決議が成立していること等によれば、XがL社の取締役会において相当に強い影響力を有していたことなどを考慮しても、Xが本件取締役会に出席してもなお本件決議の結果に影響がないと認めべき特段の事情があるというべきである。したがって、前記の瑕疵は決議の効力に影響がないものとして、本件決議は有効になるというべきである。

III. 先行の理事選出選挙の取消しと後任理事を選出する後任の選挙の効力

平30. 12. 11広島高裁(TAINS未収録)(却下)
令2. 9. 3最高裁(Z999 - 6164)(破棄差戻し)

1. 事案の概要

本件は、事業協同組合(被告)の組合員である原告が、被告の理事等を選出する本件選挙1等の取消しを求めるとともに、上記取消しの判決の確定を条件に、本件選挙1で選出された理事(理事会)が招集決定した総会において行われた被告の理事等を選出する選挙(本件選挙3等)の不存在確認を求める事案です。

原審は、本件選挙1が取り消されるものであるか否かにかかわらず事実審の口頭弁論終結時において本件選挙3等は適法であったのであるから、本件選挙1の取消しを求め訴えの利益があるとはいえないこと、本件選挙3等の不存在確認を求める訴えは、過去の法律関係の不存在について停止条件付きで確認を求める訴えであり不適法で

あるとして、原告の訴えを却下しましたが、最高裁判所は次のように判断し、原判決を破棄し、本件選挙1の取消事由の存否等について更に審理を尽くさせるため、原審に差し戻しました。

2. 最高裁判所の判断

事業協同組合の理事を選出する選挙の取消しを求める訴えの係属中に、後行の選挙が行われ、新たに理事又は監事が選出された場合であっても、理事を選出する先行の選挙を取り消す旨の判決が確定したときは、先行の選挙は初めから無効であったものとみなされるのであるから、その選挙で選出された理事(理事会)が招集した総会において行われた新たに理事又は監事を選出する後行の選挙は、いわゆる全員出席総会においてされたなどの特段の事情がない限り、瑕疵があるものといわざるを得ない。そして、上記の取消しを求める訴えのような形成の訴えは、上記の取消しを求める訴えと併合された訴えにおいて、後行の選挙について上記の瑕疵が主張されている場合には、理事を選出する先行の選挙が取り消されるべきものであるか否かが後行の選挙の効力の先決問題となり、その判断をすることが不可欠であって、先行の選挙の取消しを求める実益があるというべきである。

本件は、本件選挙1の取消しを求める訴えに、本件選挙1が取り消されるべきものであることを理由とする本件各不存在確認請求に係る訴えが併合されており、上記特段の事情はうかがわれない。また、このように併合されている本件各不存在確認請求に係る訴えが、本件選挙1を取り消す旨の判決の確定を条件としているからといって不適法であるとはいえない。

おわりに

TAINSでは、条文番号で検索することもできます。上記判決等を検索する場合は、【細かい条件を指定して検索】→【TAINSキーワード】に「会社法831」と入力して検索してください。

TAINSの入会に関するお問い合わせは、データベース事務局へ
TEL 03 - 5496 - 1195

会計事務所の ビジネスは、 変革する!

MJS DX



01
業務改革

3つの柱

03
付加価値の
向上

02
安定した
基盤

MJSは会計事務所のDX(デジタルトランスフォーメーション)を全力で支援します。

MJSでは、「MJS DX」として最新テクノロジーを活用したサービスを提供することにより、会計事務所ERPシステムと顧問先システムとの連携はもちろん、顧問先の経営課題に対し独自のサービス創出が可能になり、顧問先企業とのより強固な関係構築が実現できます。

MJSはミロク会計人会とともに
企業経営をサポートしています。



財務と経営システムのリーディング・カンパニー
株式会社ミロク情報サービス
東証プライム上場(証券コード9928)

詳しくは
こちら

MJS DX

検索



TRANSFORM
YOUR BUSINESS